

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由																		
<p>本則 (給与の計算期間及び支給日) 第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 523 689 667"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) <u>(新設)</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<p>本則 (給与の計算期間及び支給日) 第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 523 1585 667"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>入試手当</u></td> <td></td> <td><u>別に定める</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) <u>(入試手当)</u> <u>第7条の2 本学が実施する入学試験に関する業務に従事した専門職員には、職員給与規程第37条の2の例に準じて、入試手当を支給することができる。</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	<u>入試手当</u>		<u>別に定める</u>	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>																		
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>入試手当</u>		<u>別に定める</u>																		

附 則(令和3年1月28日細則第21号)

この細則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。